

2013年 11月 12日

広島市長 松井 一實 殿
消防局長 滝澤 宏二 殿

日本共産党広島市議員団
団長 中原 ひろみ
幹事長 村上 あつ子
副幹事長 近松 さと子

国民保護法等に基づく実動訓練 中止の申し入れ

広島市消防局におかれては、日夜 市民の安心・安全な暮らしを守るために奮闘されていることに敬意を表します。

さて、11月22日、国際的テロ組織が広島港宇品旅客ターミナルビルの爆発とともに、サリンが飛散し、多数の負傷者が発生したとの想定で、国民保護法等にもとづく広島県・市・関係機関による国民保護実動訓練が計画されています。

地震や台風などの自然災害から市民の命と財産を守るため、被害の未然防止と、被害を最小限に抑えるため、平素からの訓練が必要であることはいうまでもありませんが、このたびの避難訓練は、防災訓練ではなく、有事を前提とした国民保護法に基づく避難訓練です。

そもそも国は、国民保護法の武力攻撃事態として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、そして核兵器による攻撃を想定していますが、核兵器攻撃による被害を回避することは不可能です。国民保護法そのものが、国民を守るものではなく、計画づくりや避難訓練などを通じて、戦争や武力攻撃、テロを市民の日常生活に入り込ませ、一旦「有事」となれば、自衛隊や米軍の軍事行動を円滑に行えるようにする、国をあげた戦争協力が目的です。

現在、国においては、海外で戦争するための司令塔をつくる日本版NSC法案の強行に続き、国民の目・口・耳を塞ぐ秘密保護法が審議されており、非常に危険な状況です。

安倍自公政権のもと、国が戦争する国づくりを強めているなか、行政は戦争のための計画を策定や、準備、避難訓練ではなく、平和憲法を精神を生かして、自治体レベルでの平和施策に力を注ぐべきです。

よって、『有事への備え』を理由に、戦争する国づくりに協力する“有事訓練”の中止を求めます。